9. 次のような場合には、改善勧告を行うことがあり、従わない場合は改善命令 を行う場合があります。

○土壌汚染または土砂の崩落、飛散等のおそれがあるにもかかわらず、市の命令に反し、必要な措置を事業者が講じなかった場合 ○無許可事業 ○1年を超過して一時仮置き事業を行った場合 ○施工計画違反 ○技術基準不適合 ○許可条件違反 ○届出義務違反 ○施工管理者未設置 ○標識掲示義務違反 ○帳簿記載義務違反及び帳簿報告義務違反 ○土壌及び水質検査義務違反 ○土壌及び水質検査結果報告義務違反 ○書類備え置き義務違反及び書類閲覧要求拒否 ○一時仮置き事業における標識掲示義務違反及び虚偽の標識の表示 ○事業者等、土砂等を排出等する者、土地の所有者その他の土砂等の埋立て等に関係する者(以下「許可事業者等」という。)が報告義務に違反したまたは虚偽の報告をした場合 ○許可事業者等が検査等を拒み、または虚偽の答弁をした場合

10.次のような場合には、小規模特定事業の許可を取り消すことがあります

○改善命令および措置命令違反 ○偽りその他不正の手段により小規模特定事業の許可または変更許可を受けた場合 ○許可事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合 ○小規模特定事業の内容を許可なく変更した場合 ○搬入禁止命令違反 ○名義貸し及び許可譲渡

11.措置命令

土壌の汚染や災害が発生する差し迫った危険のある場合や許可なく小規模特定事業を行った場合等は、市長から事業者に対し期間を定めて必要な措置を講ずるように命令する場合があります。

12.事業者への協力要請等

土壌汚染や災害の発生防止のために、許可事業者等に対し協力要請を行うことがあります。また、条例施行に必要な限度で、報告の要求や、立ち入り検査、書類等の検査等をすることがあります。

13.次の場合には刑罰が科されることがあります

措置命令違反、無許可事業、無許可変更事業	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
搬入禁止命令、改善命令違反、土壌基準に適合しない 埋立て等禁止命令違反、崩落等防止措置命令違反	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿 記載義務違反、帳簿記載事項定期報告義務違反、土壌 検查·水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務 違反、立入検査忌避	50万円以下の罰金
軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出 義務違反、書類等保存義務違反	30万円以下の罰金

《問い合わせ先》

伊勢崎市環境部環境政策課

〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地(清掃リサイクルセンター21 管理棟2階事務室) 電話 0270-27-2733 FAX 0270-27-5388

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制 に関する条例のあらまし

1.条例制定の目的

生活環境の保全及び市民の安全を確保することを目的とし、土砂等の埋立て等について次のように必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図ります。

- ○有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止します。
- ◎土砂が崩落、飛散又は流出しないようにしなければなりません。
- ○面積が1,000m以上3,000m未満の土砂等の埋立て等を行おうとするときは、原則として市長の 許可が必要です。

用語の意味

○土 砂 等・・・・土砂及び土砂に混入し、又は付着した物

○埋 立 て 等・・・・土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積

○小規模特定事業・・・・土砂等の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等 による埋立て等を行う事業であって、当該区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡

未満であるもの

○一時仮置き事業・・・・小規模特定事業に該当するものであって、土砂等の搬入開始の日から1年を超えない期間内において当該土砂等を他の場所へ搬出することを目的として行う事業

○事業者・・・主体的に土砂等の埋立て等を行う者

2.禁止される埋立て等とは

土壌基準に適合していない土砂等の埋立て等及び崩落等が発生するおそれのある土砂等の埋立て 等を行ってはいけません。なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る 環境基準であり、有害な29項目の物質の濃度の基準です。

3. 土砂等を排出する方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出 する土砂等の埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

4.土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれが ないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審 な点に気付いたら、直ちに市に通報してください。

伊勢崎市

5. 許可が必要な埋立て等とは

小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行おうとする区域ごとに、原則とし て市長の許可を受けなければなりません。



※例外的に許可が不要なもの

- ①土砂等の埋立て等を行う区域から排出され、又は採取された土砂等のみによる埋立て等
- ②国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等(委託又は請負により行うものを含む。)
- ③法令等の規定による許可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- ④この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う埋立て等
- ⑤一時仮置き事業であって搬入した土砂等の埋立て等が崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそ れがないものとして規則で定める技術上の基準に適合し、土砂等の搬入を行う10日前までに市長 に届け出たもの
- ⑥その他無秩序な土砂等の埋立て等のおそれがないものとして規則で定める土砂等の埋立て等
- ※3,000 m以上の場合は、市長の許可は不要ですが、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する 条例しにより知事の許可を要する場合があります。

6. 許可申請の手数料

新規の許可申請には30.000円の手数料がかかります。 変更の許可申請には20,000円の手数料がかかります。

フ. 一時仮置き事業の手続きのながれ

ш

一時仮置き事業届出書に関係書類を添付して土砂等の搬入開始の10日前までに提出する。

【添付書類】

①位置図 ②搬入経路図 ③搬入計画書 ④搬出計画書 ⑤土地の現況写真(2方向以上)

【技術上の基準】

- ①土砂等の埋立て等の高さがフメートル以下
- ②保安距離が土砂等の埋立て等の高さ以上の長さ(ただし、保安距離を確保できない場合 は擁壁、コンクリートブロック積みその他の土砂等の流出を防ぐことができるものを 法面の下端に設置することにより、これに代えることができる。)
- ③法面の勾配が、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上

【標識の掲示】



搬入開始の日から1年以内

8. 小規模特定事業の手続きのながれ

許可申請

小規模特定事業許可申請書に関係書類を添付して小規模特定事業開始の60日前(変更申 請は30日前)までに提出する。

【法人申請の場合の主な添付書類】

- ①位置図 ②付近及び埋立て等を行う区域の見取図 ③法人の登記事項証明書
- ④法人の印鑑証明書 ⑤法人の役員全員の住民票の写し ⑥土地の登記事項証明書
- ⑦公図 ⑧土地利用権原を証する書類 ⑨土地の所有者の承認書
- ⑩委託又は請負によって行われる場合はその契約書の写し ⑪施工管理者の住民票の写し
- ⑫現況平面図、断面図、面積計算書 ⑬計画平面図、断面図、雨水排水計画図
- (4)埋立て等を行う区域の計画平面図、断面図、面積計算書
- 16埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 16土地の現況写真
- ①その他、市長が必要と認める書類



事業を適確に行うに足りるよう、欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基 準に適合しているかなどを審査します。



許可基準に適合しているときは許可します。生活環境保全・災害発生防止の見地から、 許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

事業開始

事業開始後は以下の手続き等が必要です。

【標識の掲示】

【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等の排出場所ごと又は搬入する土砂等の量が5.000㎡を超えるごとに、搬入しよう とする日の10日前までに市長に届け出てください。届出には土砂等排出元証明書および土 壌検査証明書等の添付が必要です。

【車両の表示】

【帳簿の記載】

搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに市長に報告する必要があり ます。

【土壌検査・水質検査の実施】

土砂等の搬入を開始した日又は前回の検査日から6か月を経過する日又は搬入した土砂 等の量が5,000㎡を超える日のいずれか早い日に土壌検査を実施、排出水がある場合はそ の水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に市長に結果を報告する必要があります。(検 体試料の採取には市の職員が立ち会います)

【変更許可申請•軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、30日前までに変更許可を申請 しなければなりません。軽微な変更を行ったときは、14日以内に市長に届け出てください。

事業完了

事業を完了し、廃止し又は休止したときは、10日以内に市長に届け出てください。市の 担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。